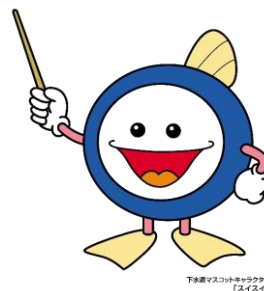


北上市下水道事業経営戦略（改定版）



団 体 名 :	北上市
事 業 名 :	公共下水道事業
策 定 日 :	平成 29 年 3 月
改 定 日 :	令和 4 年 3 月
計 画 期 間 :	平成 29 年度 ~ 令和 13 年度



1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度 (34年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法全部適用									
処理区域内人口密度	27.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	北上川上流流域下水道 (花北処理区)へ接続									
処 理 区 数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区数</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処 理 区</td> <td>1</td> <td>花北処理区 ※処理区とは、終末処理場（北上浄化センター）へ下水を排除できる区域のことです。</td> </tr> <tr> <td>処理分区</td> <td>18</td> <td>北上第1-1 北上第1-2 北上第1-2 北上第2 北上第3 北上第4 北上第5 北上第6 北上第6-1 北上第7 北上第7-1 北上第7-2 江釣子第1 江釣子第2 江釣子第3 江釣子第4 江釣子第5 和賀 ※処理分区とは、流域下水道へ接続する管渠ごとの下水を排除できる区域のことです。</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	区数	名 称	処 理 区	1	花北処理区 ※処理区とは、終末処理場（北上浄化センター）へ下水を排除できる区域のことです。	処理分区	18	北上第1-1 北上第1-2 北上第1-2 北上第2 北上第3 北上第4 北上第5 北上第6 北上第6-1 北上第7 北上第7-1 北上第7-2 江釣子第1 江釣子第2 江釣子第3 江釣子第4 江釣子第5 和賀 ※処理分区とは、流域下水道へ接続する管渠ごとの下水を排除できる区域のことです。
区 分	区数	名 称										
処 理 区	1	花北処理区 ※処理区とは、終末処理場（北上浄化センター）へ下水を排除できる区域のことです。										
処理分区	18	北上第1-1 北上第1-2 北上第1-2 北上第2 北上第3 北上第4 北上第5 北上第6 北上第6-1 北上第7 北上第7-1 北上第7-2 江釣子第1 江釣子第2 江釣子第3 江釣子第4 江釣子第5 和賀 ※処理分区とは、流域下水道へ接続する管渠ごとの下水を排除できる区域のことです。										
処 理 場 数	北上市独自の終末処理場はありません。 ※北上川上流流域下水道北上浄化センター（岩手県施設）による広域処理を行っています。											
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>広域化</td> <td>供用開始から花巻市、北上市を処理区とする北上川上流流域下水道（花北処理区）へ接続し、広域的な下水処理を行っています。</td> </tr> <tr> <td>共同化</td> <td>下水道使用料の徴収事務を岩手中部水道企業団（給水対象：花巻市、北上市、紫波町）へ事務委託しています。上下水道料金との一体請求を行うことで、事務の効率化、経費の節減に努めています。</td> </tr> <tr> <td>最適化</td> <td>平成27年度に「生活排水処理対策の再構築」（別紙1）を決定しました。 「生活排水処理対策の再構築」において、集合処理と個別処理を比較検討し、今後の施設整備に関する基本方針を示しました。 令和2年度に流通基地衛生処理センター（コミュニティプラント）を廃止し、公共下水道へ接続する統廃合を行いました。</td> </tr> </tbody> </table>			広域化	供用開始から花巻市、北上市を処理区とする北上川上流流域下水道（花北処理区）へ接続し、広域的な下水処理を行っています。	共同化	下水道使用料の徴収事務を岩手中部水道企業団（給水対象：花巻市、北上市、紫波町）へ事務委託しています。上下水道料金との一体請求を行うことで、事務の効率化、経費の節減に努めています。	最適化	平成27年度に「生活排水処理対策の再構築」（別紙1）を決定しました。 「生活排水処理対策の再構築」において、集合処理と個別処理を比較検討し、今後の施設整備に関する基本方針を示しました。 令和2年度に流通基地衛生処理センター（コミュニティプラント）を廃止し、公共下水道へ接続する統廃合を行いました。			
広域化	供用開始から花巻市、北上市を処理区とする北上川上流流域下水道（花北処理区）へ接続し、広域的な下水処理を行っています。											
共同化	下水道使用料の徴収事務を岩手中部水道企業団（給水対象：花巻市、北上市、紫波町）へ事務委託しています。上下水道料金との一体請求を行うことで、事務の効率化、経費の節減に努めています。											
最適化	平成27年度に「生活排水処理対策の再構築」（別紙1）を決定しました。 「生活排水処理対策の再構築」において、集合処理と個別処理を比較検討し、今後の施設整備に関する基本方針を示しました。 令和2年度に流通基地衛生処理センター（コミュニティプラント）を廃止し、公共下水道へ接続する統廃合を行いました。											

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。本市の一般用使用料体系は、従量制（10㎡まで基本使用水量）による累進使用料です。 なお、令和元年10月1日より消費税増税分(2%)を転嫁し、改定を行っています。				
	一般用	区分	単位	使用料(税込)	
		基本使用料	10㎡まで	1,742.4	
	超過使用料（1㎡当たり加算額）		10㎡を超え20㎡まで	167.2	
			20㎡を超え30㎡まで	173.8	
			30㎡を超え50㎡まで	204.6	
			50㎡を超えるもの	246.4	
業務用使用料体系の概要・考え方	該当ありません。				
その他の使用料体系の概要・考え方	使用料体系は、従量制、定額制、水道料金比例制、水質使用料制などに大別され、従量制には使用水量の増加に従って単価を高くする累進制をとる体系があります。一般用のほかに浴場用を設けており、使用料体系は、従量制（10㎡まで基本使用水量）です。 なお、令和元年10月1日より消費税増税分(2%)を転嫁し、改定を行っています。				
	浴場用	区分	単位	使用料(税込)	
		基本使用料	10㎡まで	1,742.4	
	超過使用料（1㎡当たり加算額）		10㎡を超え20㎡まで	107.8	
			20㎡を超え30㎡まで		
			30㎡を超え50㎡まで		
			50㎡を超えるもの		
条例上の使用料*2（20㎡あたり）	平成30年度	3,352 円	実質的な使用料*3（20㎡あたり）	平成30年度	4,119 円
	令和元年度（改定後）	3,414 円		令和元年度	4,163 円
※過去3年度分を記載	令和2年度	3,414 円	※過去3年度分を記載	令和2年度	4,174 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職員数	12名 ※令和3年4月1日現在 損益勘定職員 10名 [うち 公共下水道事業支弁 6名 特定公共下水道事業支弁 2名 農業集落排水事業支弁 2名] 資本勘定職員 2名 [うち 公共下水道事業支弁 2名 特定公共下水道事業支弁 0名 農業集落排水事業支弁 0名]	
事業運営組織	<p>都市整備部下水道課（公営企業）※令和2年度、農業集落排水事業の地方公営企業法適用を機に、集落排水係を廃止</p> <p>※括弧書きは再任用職員</p>	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ場運転維持管理業務、流量計保守点検業務、水質検査業務等を民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	公共下水道事業が所有する資産のほとんどが管路施設（埋設管渠）であり、指定管理者制度を導入している施設はありません。
	ウ PPP・PFI	民間資金等を活用した事業はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	公共下水道事業が所有する資産のほとんどが管路施設（埋設管渠）であり、現状ではエネルギー利用に係る取組はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	公共下水道事業が所有する資産のほとんどが管路施設（埋設管渠）であり、現状では施設等利用に係る取組はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和2年度決算に係る経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付します。（別紙2）

主な指標について説明します。

<p>①経常収支比率(%) [106.67]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>111.38</td> <td>96.18</td> <td>101.30</td> <td>95.61</td> <td>101.85</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>105.73</td> <td>108.03</td> <td>106.90</td> <td>106.99</td> <td>107.85</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R01	R02	当該値	111.38	96.18	101.30	95.61	101.85	平均値	105.73	108.03	106.90	106.99	107.85	<p>指標の説明 使用料収入や一般会計からの繰入金等の収入で、維持管理費や支払利息等の費用が賄えているかを表す指標です。</p> <p>基準 100%以上</p> <p>現状分析 令和2年度は維持管理費用の削減などにより、黒字となりました。一般会計からの補助金に依存することなく、引き続き経営改善に努めていく必要があります。</p>	<p>④企業債残高対事業規模比率(%) [705.21]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>748.14</td> <td>728.02</td> <td>800.06</td> <td>792.00</td> <td>823.06</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>1,053.93</td> <td>799.41</td> <td>820.36</td> <td>847.44</td> <td>857.88</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R01	R02	当該値	748.14	728.02	800.06	792.00	823.06	平均値	1,053.93	799.41	820.36	847.44	857.88	<p>指標の説明 使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標です。</p> <p>基準 低い方が望ましい</p> <p>現状分析 未普及解消事業が概成したことにより企業債残高は減少傾向ですが、今後管渠や設備の更新などを予定しており、引き続き計画的な投資に努める必要があります。</p>
年度	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	111.38	96.18	101.30	95.61	101.85																																		
平均値	105.73	108.03	106.90	106.99	107.85																																		
年度	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	748.14	728.02	800.06	792.00	823.06																																		
平均値	1,053.93	799.41	820.36	847.44	857.88																																		
<p>③経費回収率(%) [98.96]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>101.76</td> <td>103.44</td> <td>102.41</td> <td>94.49</td> <td>99.19</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>85.23</td> <td>96.54</td> <td>95.40</td> <td>94.69</td> <td>94.97</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R01	R02	当該値	101.76	103.44	102.41	94.49	99.19	平均値	85.23	96.54	95.40	94.69	94.97	<p>指標の説明 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。</p> <p>基準 100%以上</p> <p>現状分析 概ね汚水処理費を使用料で賄えている状況となっています。経費回収率は使用料水準を計る上で重要な指標であり、今後も注視しながら経営を行っていきます。</p>	<p>⑥汚水処理原価(円) [134.52]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>187.00</td> <td>183.87</td> <td>188.20</td> <td>202.75</td> <td>191.29</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>185.70</td> <td>162.81</td> <td>163.20</td> <td>159.78</td> <td>159.49</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R01	R02	当該値	187.00	183.87	188.20	202.75	191.29	平均値	185.70	162.81	163.20	159.78	159.49	<p>指標の説明 有収水量1mあたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。</p> <p>基準 低い方が望ましい</p> <p>現状分析 前年度より改善しましたが依然として類似団体よりも高い状況です。引き続き汚水処理費の削減に努めていくことが必要です。</p>
年度	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	101.76	103.44	102.41	94.49	99.19																																		
平均値	85.23	96.54	95.40	94.69	94.97																																		
年度	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	187.00	183.87	188.20	202.75	191.29																																		
平均値	185.70	162.81	163.20	159.78	159.49																																		
<p>⑤水洗化率(%) [95.57]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R01</th> <th>R02</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>90.31</td> <td>90.74</td> <td>91.50</td> <td>92.14</td> <td>92.60</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>86.83</td> <td>92.30</td> <td>92.55</td> <td>92.62</td> <td>92.72</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H28	H29	H30	R01	R02	当該値	90.31	90.74	91.50	92.14	92.60	平均値	86.83	92.30	92.55	92.62	92.72	<p>指標の説明 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。</p> <p>基準 100%が望ましい</p> <p>現状分析 水洗化率は年々着実に上昇しており、引き続き普及活動に力を入れていくこととします。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>グラフ凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 北上市（当該値） - 類似団体平均値（平均値） [] 令和2年度全国平均 </div>																			
年度	H28	H29	H30	R01	R02																																		
当該値	90.31	90.74	91.50	92.14	92.60																																		
平均値	86.83	92.30	92.55	92.62	92.72																																		

2. 経営の基本方針

「生活排水処理対策の再構築」(別紙1)において、「水洗化の促進」、「事業の健全化」という生活排水処理の課題解決のための基本方針を決定しました。

1 施設整備方針

(1) 集合処理による施設整備の完了

集合処理と個別処理を経済性による比較検討した結果、集合処理による施設整備を完了し、今後は個別処理による水洗化を促進します。

集合処理：面的に整備を行い、汚水を下水道管で処理場へ集めて処理を行う方式

個別処理：汚水を個々の家ごとに合併処理浄化槽で処理し、直接川や水路などに放流する方式

(2) 施設の長寿命化対策

対症療法的な事後保全型管理から予防保全型管理へ転換し、施設の長寿命化と維持・修繕・改築に係る費用の縮減・平準化を図ります。

事後保全：施設に不具合が発生した場合に修繕等を行う管理法

予防保全：計画的に施設の点検・修繕等を行い、不具合を未然に防止する管理法

～計画期間の取り組み～

- ・公共下水道事業の全体計画の見直しを行います。
- ・公共下水道事業による施設整備は令和元年度に概成しました。
- ・施設整備概成後は、管路施設の維持管理が事業の中心となり、ストックマネジメント計画に基づく適正な維持管理、改築・修繕を行います。
- ・公共下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置による水洗化を促進します。

2 財政方針

事業区域の見直しと水洗化の促進により経営基盤を強化し、受益者負担に基づく健全な経営を図ります。

～計画期間の取り組み～

- ・人口減少社会に対応するため、それぞれの地域に適した汚水処理区域を明確にし、水洗化率、使用料収入の向上を図ります。
- ・定期的に使用料単価と汚水処理原価、経費回収率、使用料体系を検証し、使用料の改定を検討します。

目標指標

指標名	H26 (実績)	R2 (実績)	R13 (目標)	説明	
経常収支比率	106.96	101.85	100.00	令和2年度全国平均 106.67	維持管理費等の経費節減に努め、赤字または過大な黒字とならないよう収支均衡を目指します。
企業債残高対事業規模比率	855.95	825.06	285.70	令和2年度全国平均 705.21	施設整備事業の概成により借入金残高は大幅に減少していく見込みです。
経費回収率	105.66	99.19	100.00	令和2年度全国平均 98.96	使用料収入の向上と維持管理費等の経費節減に努め、数値が過少・過大とならないよう注視します。
汚水処理原価	178.00	191.29	194.35	令和2年度全国平均 134.52	農業集落排水施設の公共下水道接続の影響などにより数値は若干の増加傾向となる見通しです。
水洗化率	88.30	92.60	95.00	令和2年度全国平均 95.57	下水道への接続戸数の増加に向けて普及促進、啓蒙活動に取り組みます。

3 人材養成方針

公共下水道事業が保有する巨額の資産の維持管理、事業経営に必要な専門技術・知識を有する専門人材を養成します。

～計画期間の取組み～

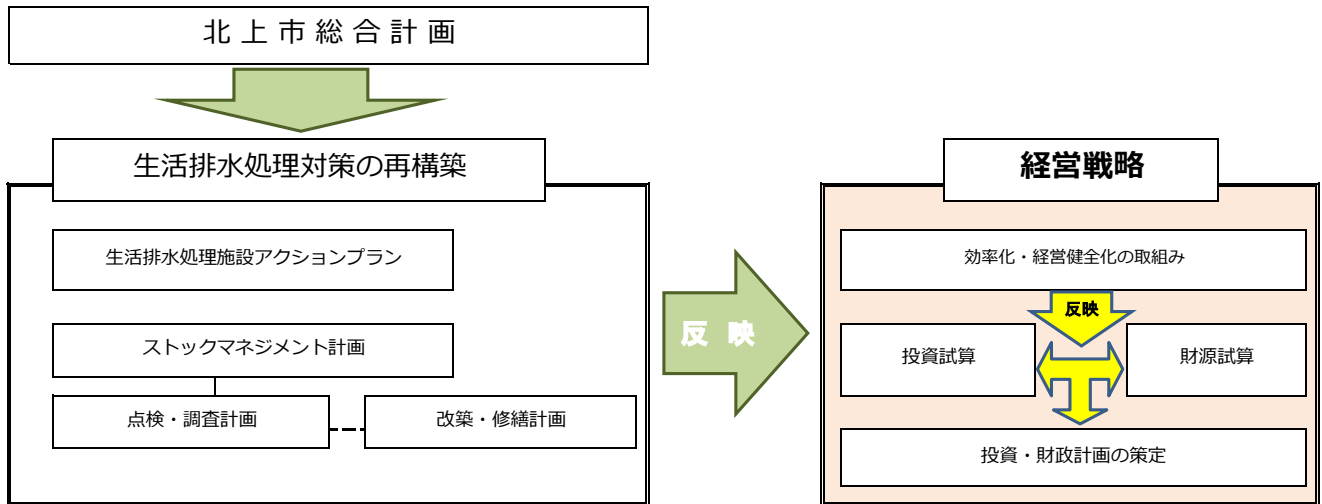
- ・積極的に外部職員研修へ派遣します。また、研修成果を内部に還元する職員研修(報告会)を実施します。
- ・技術、経営双方を担える人材を養成するため、内部職員研修を行い、専門技術・知識の継承に努めます。
- ・老朽管更新等を行っている先進団体へ職員を派遣し、現地での実務研修を検討します。

外部職員研修

日本下水道協会	事務・技術職員養成講習会、技術者講習会、事務・技術セミナー
日本下水道事業団	事業団研修(戸田)、地方研修(仙台)
日本経営協会	予算・決算、会計・経理事務
全国建設研修センター	施工管理等

※経営戦略と他の計画との関係

H27	生活排水処理対策の再構築	「水洗化の促進」、「事業の健全化」という生活排水処理の課題解決のための基本方針を決定しました。
H28	生活排水処理施設アクションプラン	今後10年間で生活排水処理施設整備を概ね完了（概成）することを目指した整備方針と目標値を策定しました。
H28	ストックマネジメント計画	施設管理の目標を設定し、リスク検討に基づく優先順位付けを行い、長期・短期の点検・調査計画及び改築・修繕計画を策定しました。 ※長寿命化計画の策定は、一連のマネジメントのうち、短期の改築計画を策定することに相当します。
※	下水道事業経営戦略	計画期間10年とする投資額と財源を試算し、収支が均衡する投資・財政計画を策定します。



3. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり（別紙3：収益的収支 別紙4：資本的収支）

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

- ・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
未普及解消事業：令和元年度をもって概成しました。なお、令和7年度は農業集落排水の公共下水道接続に伴う沿線整備事業を行う計画です。
公共樹設置事業：公共樹設置要望に応えるため、毎年45,000千円を計上しました。
流域下水道建設負担金：流域下水道事業の建設予定額を基に計上しました。
- ・広域化・共同化・最適化に関する事項
コミュニティプラントの公共下水道接続事業：令和2年度に流通基地衛生処理センターを廃止し、公共下水道への接続工事を完了しました。
農業集落排水の公共下水道接続事業：最適整備計画を基に7地区を順次接続するものとし、それぞれ所要額を計上しました。
- ・防災・安全対策に関する事項
管渠等長寿命化事業：令和2年度に改定したストックマネジメント計画に基づき、管渠、マンホール蓋、マンホールポンプの更新に係る事業費を計上しました。

(単位:千円)

別紙4 資本的支出	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
建設改良費に計上した事業費	273,463	172,354	235,470	556,348	316,988	404,208	343,708	596,594	387,904	565,334
管渠、処理場等の建設・更新に関する事項	99,463	105,500	132,800	274,300	91,800	119,500	112,800	84,700	60,000	101,600
未普及解消事業	0	0	0	170,000	0	0	0	0	0	0
公共樹設置事業	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
流域下水道建設負担金	54,463	60,500	87,800	59,300	46,800	74,500	67,800	39,700	15,000	56,600
広域化・共同化・最適化に関する事項	80,000	0	17,600	59,620	0	58,080	0	203,830	15,840	154,990
コミュニティプラントの公共下水道接続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業集落排水の公共下水道接続	80,000	0	17,600	59,620	0	58,080	0	203,830	15,840	154,990
防災・安全対策に関する事項	94,000	66,854	85,070	222,428	225,188	226,628	230,908	308,064	312,064	308,744
管渠等長寿命化事業	94,000	66,854	85,070	222,428	225,188	226,628	230,908	308,064	312,064	308,744

※農業集落排水施設の公共下水道接続予定年度

事業進捗状況を勘案し、最適整備計画における接続予定年度から5年程度接続を繰り延べしました。

地区名	最適整備計画 計上年度	本経営戦略 計上年度
蔵屋敷地区	R4	R5
鳩岡崎地区	R4	R8
滑田藤根地区	R7	R12
村上地区	R9	R14
飯豊地区	R10	R15
大堰川地区	R10	R15
元年地区	R10	R15

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
 使用料体系は、現行使用料体系により試算しました。
 令和2年度末時点で普及率69.4%、水洗化率92.6%であり、今後は水洗化率が年々微増するものと見込んでいるほか、近年、誘致企業の進出などにより住宅・アパート等の建築が増加しており、調定件数も増加していることから、令和6年度までは増額するものと試算しています。
 しかしその後は調定件数の増加は落ち着き、行政区域内人口、処理区域内人口の減少傾向と相まって、概ね使用料収入は緩やかに減少していくものと見込みました。
 なお、農業集落排水の公共下水道接続予定年度においては、接続による増収を見込んでいます。

・企業債に関する事項
 下水道事業債（建設改良）：建設改良費に計上した事業費を基に計上しました。
 下水道事業債（流域下水道建設負担金）：流域下水道事業の建設予定額を基に計上しました。
 資本費平準化債：企業債償還額と減価償却費の差額について、借入限度額に基づき借入額を計上しました。
 下水道事業債（特別措置分）：借入限度額に基づき借入額を計上しました。

(単位:千円)

別紙4 資本的収入	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
企業債に計上した借入予定額	270,100	649,800	655,100	780,000	521,500	543,600	442,200	491,300	286,600	364,400
建設改良事業	149,800	134,300	116,300	290,700	178,700	209,100	184,400	331,600	241,600	307,800
流域下水道建設負担金分	54,300	60,500	87,800	59,300	46,800	74,500	67,800	39,700	15,000	56,600
資本費平準化債	0	400,000	400,000	400,000	280,000	250,000	190,000	120,000	30,000	0
特別措置分	66,000	55,000	51,000	30,000	16,000	10,000	0	0	0	0

※資本費平準化債の借入限度額算定について
 有形固定資産取得のために発行した企業債の償還額と減価償却費の差額が、資本費平準化債の対象になります。
 企業債償還額には資本費平準化債等の対象外の償還額も含まれるため、次のとおり借入限度額を算定しています。
 資本費平準化債借入限度額＝企業債償還額総額－流域下水道建設負担金分－資本費平準化債償還額－特別措置分償還額－減価償却費－長期前受金戻入額（注1）
 （注1）長期前受金戻入額とは、固定資産取得の財源として国や受益者から受け入れた補助金、受益者負担金のうち、毎年減価償却費に見合う金額を算出し、収益的収入として受け入れるもの（非現金収入）です。

・繰入金に関する事項
 総務省が毎年通知する「地方公営企業繰入金について」に基づき、繰入金額を計上しました。
 使用料等収入をもって充てることができない経費分を一般会計繰入金として計上しました。

・その他
 建設改良費に計上した事業費のうち、補助対象となるものについては、国土交通省所管「社会資本総合整備交付金事業」による国庫補助金収入として事業費の1/2を計上しました。
 下水道事業受益者負担金については、令和元年度で普及拡大事業が概成したことから、令和3年度賦課決定額を勘案して計上しました。
 また、農地等で受益者負担金が徴収猶予されている土地で、宅地化、開発行為等による受益者負担金の発生見込額を加算しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項
 令和3年度在籍職員の職員給与費を前提とし、算出しました。

・動力費に関する事項
 令和2年度までの実績額を考慮し、令和3年度決算見込額と同額として算出しました。なお、農業集落排水の公共下水道への接続が予定されている年度については当該接続に伴う追加費用を見込んで算出しています。

・修繕費に関する事項
 令和2年度までの実績額を考慮し、令和3年度決算見込額と同額として算出しました。なお、農業集落排水の公共下水道への接続が予定されている年度については当該接続に伴う追加費用を見込んで算出しています。

・委託費に関する事項
 令和2年度までの実績額を考慮し、令和3年度決算見込額と同額として算出しました。なお、農業集落排水の公共下水道への接続が予定されている年度については当該接続に伴う追加費用を見込んで算出しています。
 また、ストックマネジメント計画に計上されている管渠カメラ調査及び管渠詳細調査等にかかる費用を計上しました。

・その他
 流域下水道維持管理負担金は、岩手県が令和3年度に示した収支見直しに基づいて算出しました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	老朽化が進む農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を推進していきます。
投資の平準化に関する事項	今後想定される管路施設（マンホールポンプ場を含む）の大量更新期の到来に向け、管路施設の長寿命化に取り組みとともに、長期的な投資計画を策定し、投資の平準化に取り組みます。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	現状では民間資金を活用した事業の予定はありませんが、情報収集を行うとともに他団体の先進事例を参考にしながら検討します。
その他の取組	ストックマネジメント計画に基づく、改築計画を策定し、適正な改築を行います。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	少子高齢化、核家族化の進展、節水機器の普及により、今後の使用水量の大幅な伸びが望めない状況です。また、人口減少による使用料の減収が想定されるため、使用水量の状況、使用実態を把握し、負担の公平性を保ちながら人口減少時代を見据えた使用料体系を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	公共下水道事業が所有する資産のほとんどが管路施設（埋設管渠）であり、現状では資産活用に係る取組はありませんが、情報収集を行うとともに他団体の先進事例を参考にしながら活用策を検討します。
その他の取組	今後想定される管路施設の大量更新期の到来に向け、更新財源を確保しながら、内部留保資金の運用について検討します。 令和3年度から下水道未接続者全員への文書による接続勧奨を行っていることから、これを継続し水洗化率の向上と使用料収入の増加を図ります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	管路施設の維持管理業務など、民間委託、指定管理者制度等が可能と思われる業務範囲と費用対効果を検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及びひ県の動向を踏まえ、市長部局と連携し、給与の適正化に努めます。
動力費に関する事項	マンホールポンプ等の機械設備の適切な管理・運用を図り、電気料金の縮減に努めます。
薬品費に関する事項	北上市独自の終末処理場は所有しておらず、汚水処理に要する薬品費の負担はありません。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく、修繕計画を策定し、適正な維持管理を行います。
委託費に関する事項	ストックマネジメント計画に基づく、下水道施設の点検・調査計画を策定し、適正な維持管理を行います。また、さらなる費用の削減を目指し、包括的民間委託について令和5年度からの実施を目標に検討・調整を進めます。
その他の取組	下水道事業に特化した専門的人材の中長期的な配置に向け、市長部局人事担当課と課題の共有、手法の検討を行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年を目途に経営戦略の改定・見直しを行い、下水道事業の健全な経営に活用していきます。
---------------------	--

生活排水処理対策の再構築

1 再構築の必要性

(1) 水洗化の促進

ア 生活排水処理施設の役割

- 豊かな暮らし（都市の健全な発達、良好な住環境の形成。）
- 公衆衛生の向上（感染症などの予防に貢献しています。）
- 公共用水域の水質保全（家庭からの雑排水などによって汚れ、魚が死んで浮いてた川が、綺麗になってきています。）

イ 水洗化の必要性

- 生活排水処理事業を持続していくことで、私たちの暮らしや生命が守られます。

ウ 普及状況

- 13%（約12,200人）の市民は水洗化できていませんが、人口減少社会への突入を踏まえると、公共下水道の普及拡大を続けることが難しくなってきました。
- 国は、今後10年程度で下水道の普及拡大に対する補助を縮小

し、維持管理費を拡大する方針です。

エ 再構築

- 水洗化率100%をめざし、地域の実情にあった整備手法の選

択、見直しが必要です。

(2) 事業の健全化

ア 事業の基本

- 公営企業の経済性を発揮するなど、公共の福祉を増進するよう運営されなければなりません。

イ 厳しい経営状況

- 公害問題の解決策として、また、経済政策として、国は生活排水処理施設の普及促進をうたい、市民のニーズが非常に高かったこともあり、生活排水処理事業を推進してきましたが、投資効率に見合わない地区まで広く事業を進めたことに加え、人口減少社会を迎え、厳しい運営となっています。

ウ 施設の老朽化

- 持続的に生活排水処理事業を行っていくため、老朽施設の更新や維持管理の費用が必要となってきます。

エ 再構築

2 各施設の課題

(1) 公共下水道

- 人口減少が進む状況では、区域の拡大を行うことはできません。
- 経営改善のため、今後必要となる経費の平準化が必要です。

(2) 特定公共下水道

- 使用料金を安価にしたことで、企業誘致が進み、現在の北上市の発展に大きく貢献しましたが、経営は健全とはいえず、料金や、運営方針を検討する必要があります。
- 施設は老朽化しており、更新計画の策定が必要です。

(3) 農業集落排水（12地区）

- 供用開始後20年以上経過した地区もあり、施設の機能を保全するための対策が必要です。

(4) コミュニティプラント（2地区）

- 北上流通基地衛生処理センターは、施設の老朽化が著しく、早急に対策をとる必要があります。

(5) 合併処理浄化槽

- 設置希望者は増加傾向にありますが、国費の減額配当により、要望に応えられていません。

3 基本方針

(1) 北上市生活排水処理施設整備計画アクションプランの策定

ア 国が示す手法（集合・個別処理の区域分け）

- 3省（国交省、農水省、環境省）統一の「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」は、生活排水処理施設未普及地域の早期整備に向け、経済比較を基本としつつ、今後の投資額が最も少ない区域分けの手法を示しています。

イ 事業経営が成り立つ区域

- 経営評価委員会からは、経営が成り立つ区域の目安は、人口集中地区（DID）の定義に類似しており、一般に人口密度が40人/ha以上で五千人が連続して居住していることと報告されています。北上市のDID区域は717ha（平成22年国勢調査）です。

ウ 整備状況

- 公共下水道は、DID区域を越えて事業を行っており、既に経営が成り立つ区域を越えています（事業認可面積2,453ha）。
- 特公、農集排、コミプラは、整備が終了しています。

エ 処理方法別の方向

(ア) 公共下水道

- 公共下水道全体計画区域は、事業認可区域までエリアを縮小し、合併処理浄化槽の区域とします。

(イ) 公共以外の集合処理施設（特公、コミプラ、農集排）

- 公共下水道への接続検討を行います。

(ウ) その他の施設（合併処理浄化槽）

- 公共下水道の全体計画区域縮小により、合併処理浄化槽の区域が拡大します。
- 合併処理浄化槽の普及速度を加速させるため、設置補助の継続の他、PFIを導入した整備手法も含めて検証します。

PFI：Private Finance Initiative

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

(2) 長寿命化計画の策定

ア 予防保全型の更新

- 現在の「壊れたら直す」という対症療法的修繕を行っているのは、道路陥没や不明水の侵入などのリスクが大きくなるため、計画的なカメラ調査等により、機能停止前に潜在的不具合を発見し効率的に修繕等を行う、予防保全型の改築更新に切り替えます。

イ 費用の平準化

- 計画的な施設更新計画により、費用の平準化を行うことで、特定年度に膨大な費用が必要となる事態を回避します。

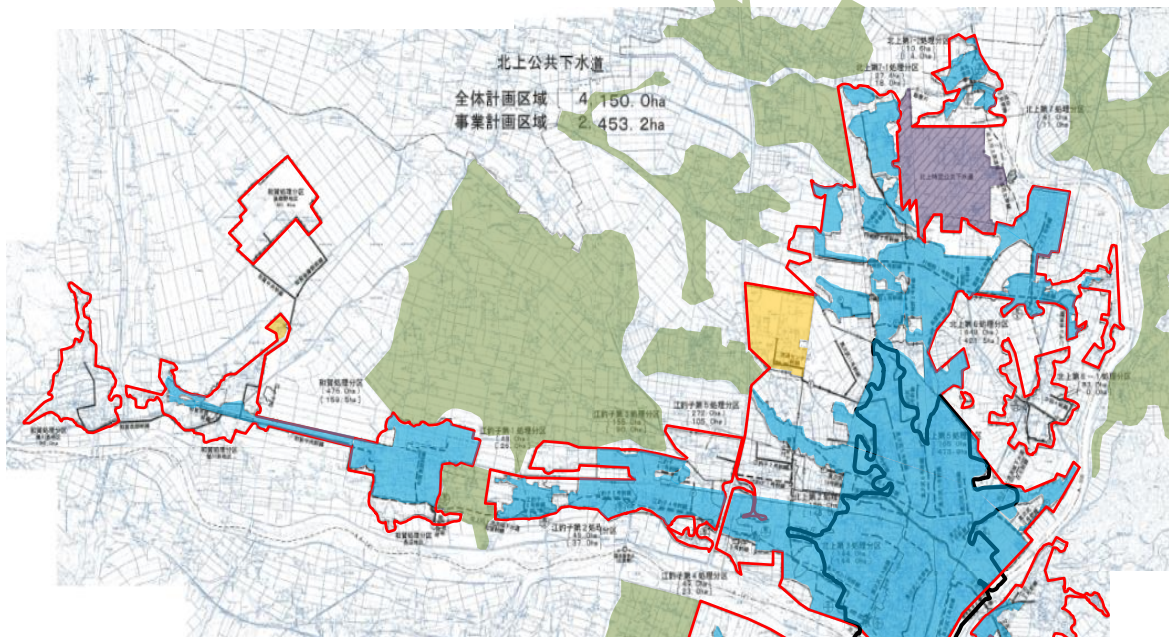
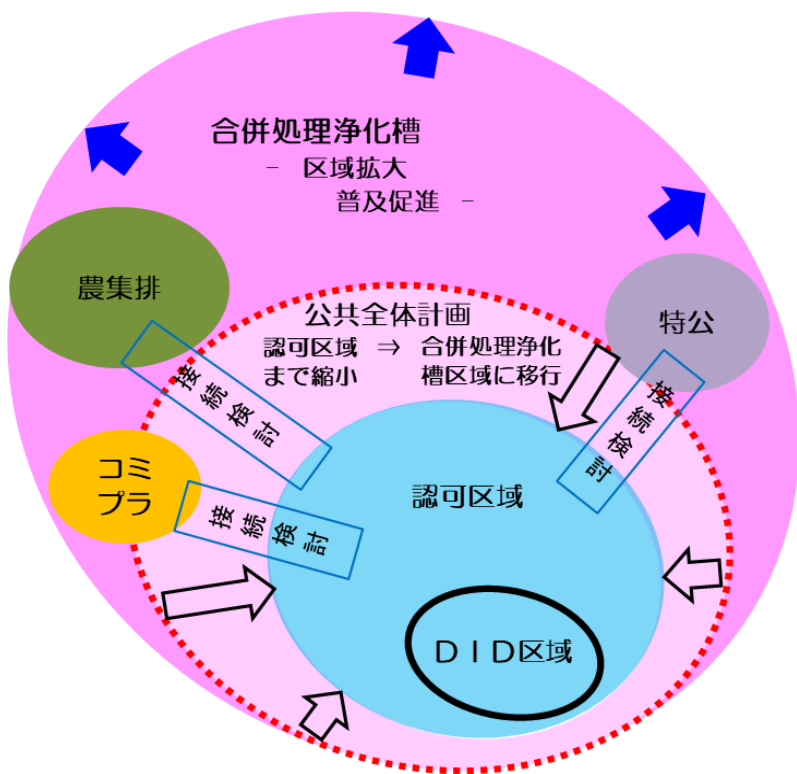
4 今後のスケジュール







(1) アクションプラン

- H27年度
- 特公—運営方針検討
 - 公共—全体計画見直し調査（面積縮小）
 - コミ—流通処理場調査（公共接続検討）
- H28年度
- 全体—アクションプラン策定検討委員会設置
 - 地域説明会
 - パブリックコメント
 - 公共下水道全体計画変更（計画面積、人口、排水量の見直し）
 - アクションプラン策定

(2) 長寿命化計画

- H27年度
- 公共—管路カメラ調査
 - 集排—機能診断（旭岡崎、蔵屋敷の老朽度診断）
- H28年度
- 公共—長寿命化計画策定（5年間の管路更新計画）
 - 特公—電気・機械設備改修実施設計
 - 集排—機能診断
- H29年度
- 公共—長寿命化事業開始（管路実施設計）
 - 特公—電気・機械設備改修工事
 - 集排—機能診断
 - 最適整備構想策定



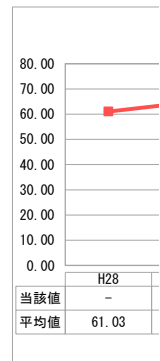
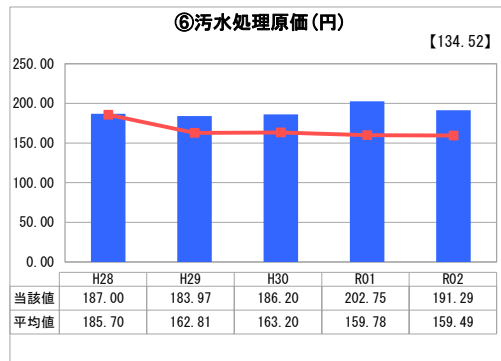
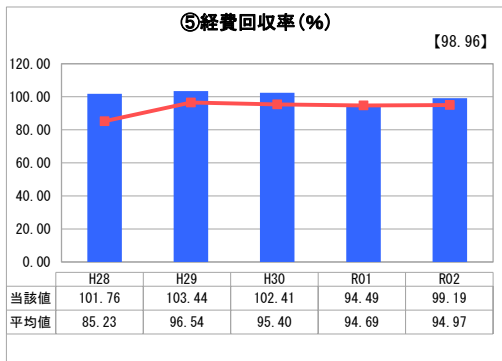
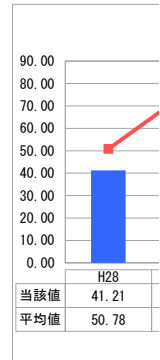
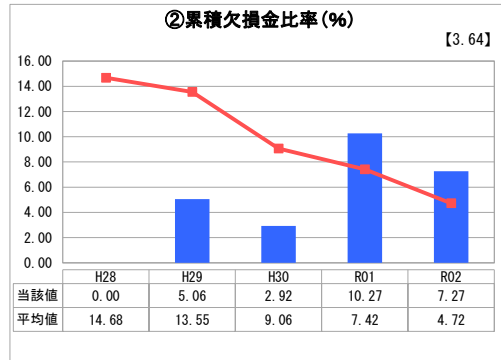
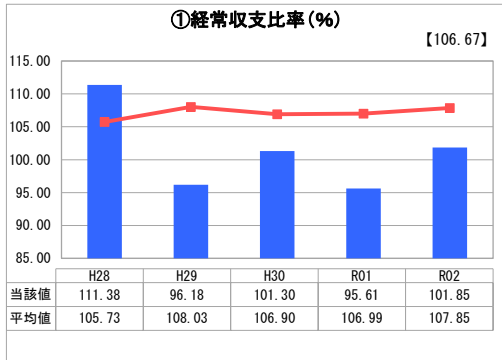
凡例	
	公共下水道（事業認可区域）
	公共下水道（全体計画区域）
	北上特定公共下水道
	農業集落排水
	コミュニティープラント
	D I D区域

経営比較分析

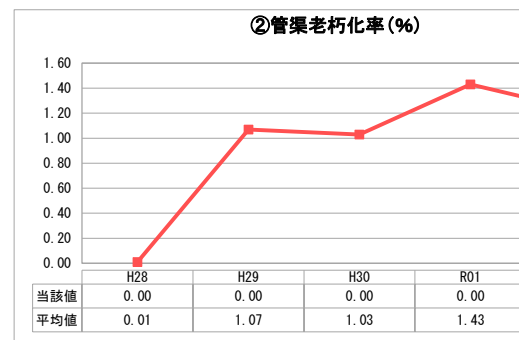
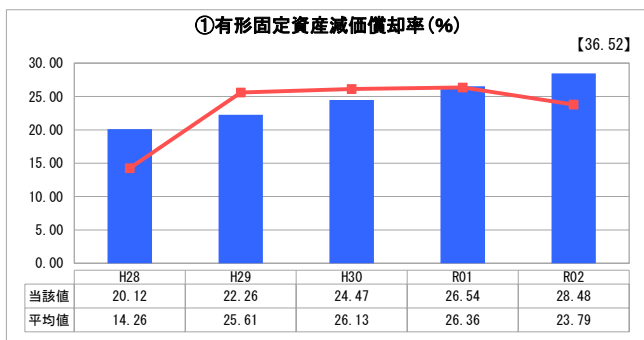
岩手県 北上市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	43.62	69.43	72.48	3,414

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業

表（令和2年度決算）

人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）
92,370	437.55	211.11
処理区域内人口（人）	処理区域面積（km ² ）	処理区域内人口密度（人/km ² ）
64,109	23.52	2,725.72

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和2年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①令和2年度は維持管理費用の削減などにより、黒字となりました。一般会計からの補助金に依存することなく、今後もより一層の経営改善に努めていく必要があります。

②累積欠損金は、令和元年度に増加しましたが、令和2年度の黒字により改善しています。早期に解消できるよう、一層の経営改善に努めます。

③流動負債は今後も高止まりする見込みであることから、企業債の新規発行を可能な限り抑制するなどし、指標の改善を目指します。

④概ね類似団体平均と同程度の水準となっています。未普及解消事業は概成しましたが、今後管渠や設備の更新などを予定しており、引き続き計画的な投資に努める必要があります。

⑤令和2年度は概ね汚水処理費を使用料で賄っている状況となっています。経費回収率は使用料水準を計る上で重要な指標であり、今後も注視しながら経営を行っていきます。

⑥前年度より改善しましたが依然として類似団体よりも高い状況です。引き続き汚水処理費の削減に努めていくことが必要です。

⑦水洗化率は年々着実に上昇しており、引き続き普及活動に力を入れていくこととします。

2. 老朽化の状況について

①全国平均を下回っており、老朽度は比較的低水準にありますが、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管渠や設備については適切に更新を行います。

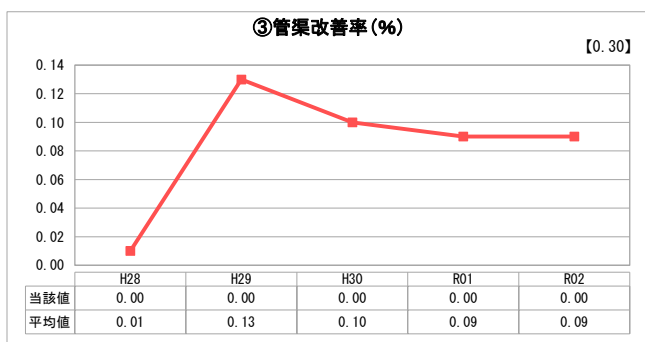
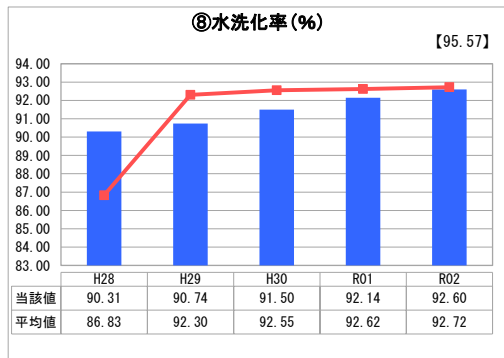
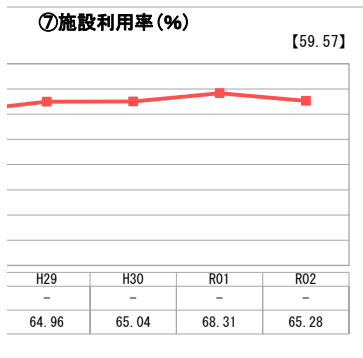
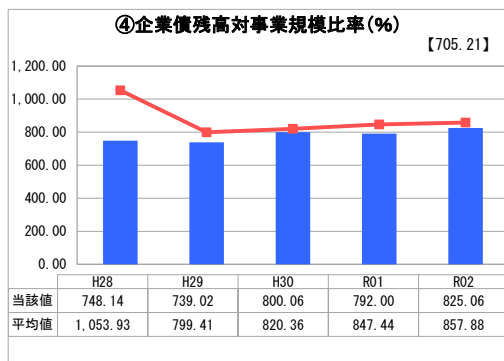
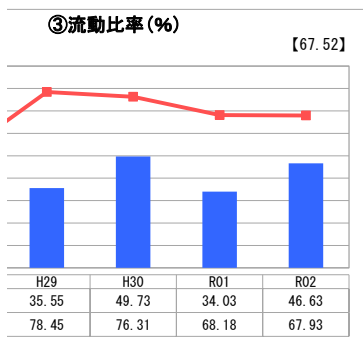
②法定耐用年数を超えた管渠はありませんが、管渠の経過年数等を把握し、適切な点検・修繕等を含めた維持管理を行っていくことが必要です。

③法定耐用年数を超えた管渠がないことから、更新等は行っていないませんが、今後は管渠の経過年数等を考慮し、計画的に更新を行っていく必要があります。

全体総括

処理戸数の増加に伴い、使用料収入は増加が見込まれますが、引き続き累積欠損金の解消に努める必要があります。令和2年度は経常収支比率が100%以上となったことからこれを維持するとともに、経費回収率についても100%程度を維持できるよう、経営戦略による長期的な財政・投資計画の進捗管理を行っていきます。

管渠や設備等の膨大な資産について、ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助等を有効に活用しながら計画的に更新を行い、費用の抑制と平準化を目指していきます。



では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

(法適用企業・収益的収支)

公共下水道事業 投資・財政計画(収益的収支)

区 分		年 度				
		29年度 (決算)	30年度 (決算)	1年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算見込)
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,232,526	1,238,319	1,249,430	1,263,323	1,291,611
	(1) 使 用 料 収 入	1,197,934	1,204,513	1,215,855	1,233,132	1,259,586
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					1
	(3) そ の 他 (雨 水)	34,592	33,806	33,575	30,191	32,024
	う ち そ の 他 (雨 水)	21,016	20,903	20,311	19,911	19,550
	2. 営 業 外 収 益	751,678	795,984	753,951	739,990	723,496
	(1) 補 助 金	534,848	577,366	524,542	520,000	504,000
	他 会 計 補 助 金	526,411	577,336	462,023	520,000	500,000
	そ の 他 補 助 金	8,437	30	62,519		4,000
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	216,342	217,980	221,013	218,559	219,493
(3) そ の 他	488	638	8,396	1,431	3	
収 入 計 (C)	1,984,204	2,034,303	2,003,381	2,003,313	2,015,107	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,711,229	1,684,439	1,793,691	1,697,423	1,772,570
	(1) 職 員 給 与 費	53,218	54,414	44,407	47,233	47,340
	基 本 給 付 費	29,803	30,128	23,859	25,136	25,523
	退 職 給 付 費					
	そ の 他	23,415	24,286	20,548	22,097	21,817
	(2) 経 費	700,531	672,389	781,290	694,326	760,351
	動 力 費	8,150	6,983	7,044	6,559	7,964
	修 繕 費	5,540	6,439	6,976	2,883	2,447
	材 料 費					35
	そ の 他	686,841	658,967	767,270	684,884	749,905
(3) 減 価 償 却 費	957,480	957,636	967,994	955,864	964,879	
2. 営 業 外 費 用	351,758	323,711	301,709	269,470	241,980	
(1) 支 払 利 息 (雨 水)	5,531	5,204	4,866	4,518	4,158	
支 払 利 息 (汚 水)	345,598	318,505	291,437	264,731	237,822	
(2) そ の 他	629	2	5,406	221		
支 出 計 (D)	2,062,987	2,008,150	2,095,400	1,966,893	2,014,550	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 78,783	26,153	△ 92,019	36,420	557	
特 別 利 益 (F)	121			23	1	
特 別 損 失 (G)	476				2	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 355			23	△ 1	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 79,138	26,153	△ 92,019	36,443	556	
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額						
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 62,304	△ 36,152	△ 128,171	△ 91,728	△ 91,172	
流 動 資 産 (J)	640,766	912,134	525,707	758,991	645,341	
う ち 未 収 金	128,771	135,176	139,818	166,380	163,146	
流 動 負 債 (K)	1,802,439	1,834,310	1,544,715	1,621,768	1,671,987	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,484,287	1,488,034	1,505,979	1,557,061	1,577,048	
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金	311,785	339,833	32,660	64,707	94,939	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	△ 5	△ 3	△ 10	△ 7	△ 7	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,232,526	1,238,319	1,249,430	1,263,323	1,291,610	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	1,232,526	1,238,319	1,249,430	1,263,323	1,291,610	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)						

(単位:千円)

4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
1,329,877	1,358,267	1,365,702	1,359,981	1,352,871	1,345,753	1,355,023	1,347,618	1,376,061	1,367,105
1,298,351	1,327,710	1,335,472	1,329,996	1,323,107	1,316,214	1,325,714	1,318,741	1,348,648	1,340,084
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31,525	30,556	30,229	29,984	29,763	29,538	29,308	28,876	27,412	27,020
19,179	18,812	18,485	18,240	18,019	17,794	17,564	17,132	15,668	15,276
577,700	587,321	560,957	550,701	583,494	615,500	581,812	585,206	649,382	614,710
360,000	368,874	337,371	327,118	357,138	380,871	345,875	349,001	370,283	341,353
360,000	355,502	324,528	312,736	341,107	358,706	327,307	323,614	345,839	320,593
	13,372	12,843	14,382	16,031	22,165	18,568	25,387	24,444	20,760
217,697	218,444	223,583	223,580	226,353	234,626	235,934	236,202	279,096	273,354
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1,907,577	1,945,588	1,926,659	1,910,682	1,936,365	1,961,253	1,936,835	1,932,824	2,025,443	1,981,815
1,681,007	1,746,241	1,747,743	1,749,917	1,786,568	1,825,982	1,814,910	1,824,280	1,928,912	1,898,156
47,386	47,386	47,386	47,386	47,386	47,386	47,386	47,386	53,177	53,177
25,939	25,939	25,939	25,939	25,939	25,939	25,939	25,939	28,991	28,991
21,447	21,447	21,447	21,447	21,447	21,447	21,447	21,447	24,186	24,186
675,135	744,629	741,352	745,674	775,484	794,646	784,553	805,903	806,711	796,227
7,964	7,964	7,964	7,964	7,964	8,205	8,205	8,205	9,744	9,744
2,730	14,105	8,184	5,946	3,949	3,561	3,308	3,201	4,250	3,717
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
664,406	722,525	725,169	731,729	763,536	782,845	773,005	794,462	792,682	782,731
958,486	954,226	959,005	956,857	963,698	983,950	982,971	970,991	1,069,024	1,048,752
219,742	199,346	178,915	160,765	149,796	135,269	121,924	108,543	96,529	83,658
3,786	3,419	3,092	2,846	2,626	2,401	2,171	1,936	1,696	1,451
215,046	195,017	174,913	157,009	146,260	131,958	118,843	105,697	93,923	81,297
910	910	910	910	910	910	910	910	910	910
1,900,749	1,945,587	1,926,658	1,910,682	1,936,364	1,961,251	1,936,834	1,932,823	2,025,441	1,981,814
6,828	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1
6,827									
△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345	△ 84,345
693,195	655,498	655,543	699,721	670,355	641,529	555,816	437,976	289,931	221,872
163,456	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
1,646,939	1,608,969	1,545,685	1,495,694	1,457,613	1,399,543	1,330,009	1,278,748	1,085,845	941,623
1,543,027	1,558,969	1,495,685	1,445,694	1,407,613	1,349,543	1,280,009	1,228,748	1,035,845	891,623
103,912	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6	△ 6
1,329,876	1,358,266	1,365,701	1,359,980	1,352,870	1,345,752	1,355,022	1,347,617	1,376,060	1,367,104
1,329,876	1,358,266	1,365,701	1,359,980	1,352,870	1,345,752	1,355,022	1,347,617	1,376,060	1,367,104

(法適用企業・資本的収支)

公共下水道事業 投資・財政計画(資本的収支)

区 分		年 度		29年度	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	653,000	709,400	542,100	322,500	540,000	270,100	
		うち資本費平準化債	400,000	500,000	300,000		300,000		
		2. 他 会 計 出 資 金	341,506	355,174	365,537	850,586	478,394	767,161	
		3. 他 会 計 補 助 金							
		4. 他 会 計 負 担 金					1	1	
		5. 他 会 計 借 入 金							
		6. 国(都道府県)補助金	86,336	68,521	79,186	164,807	57,469	68,000	
		7. 固定資産売却代金							
		8. 工 事 負 担 金	36,479	39,747	33,091	23,582	19,581	26,575	
	9. そ の 他								
	計 (A)	1,117,321	1,172,842	1,019,914	1,361,475	1,095,445	1,131,837		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)								
	純計 (A)-(B) (C)	1,117,321	1,172,842	1,019,914	1,361,475	1,095,445	1,131,837		
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	296,934	221,950	281,273	452,577	244,408	290,898
うち職員給与費			17,114	17,618	14,653	14,582	14,851	14,966	
2. 企 業 債 償 還 金			1,503,891	1,484,287	1,488,033	1,505,980	1,557,063	1,577,048	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			50,000						
4. 他 会 計 へ の 支 出 金									
5. そ の 他							5,050	5,050	
計 (D)	1,850,825	1,706,237	1,769,306	1,958,557	1,806,521	1,872,996			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		733,504	533,395	749,392	597,082	711,076	741,159		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	720,420	523,335	733,848	572,247	695,432	722,256	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
		3. 繰 越 工 事 資 金							
		4. そ の 他	13,084	10,060	15,544	24,835	15,644	18,903	
計 (F)	733,504	533,395	749,392	597,082	711,076	741,159			
補填財源不足額 (E)-(F)									
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)									
企 業 債 残 高 (H)		18,140,449	18,140,449	17,194,516	16,011,036	14,993,973	13,687,025		

○他会計繰入金

区 分		年 度		29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		526,411	577,336	462,023	520,000	500,000	360,000	
	うち基準内繰入金	499,098	411,052	374,865	287,735	500,000	360,000		
	うち基準外繰入金	27,313	166,284	87,158	232,265				
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		341,506	355,174	365,537	850,586	478,394	767,161	
	うち基準内繰入金	341,506	355,174	365,537	370,586	378,394	367,161		
	うち基準外繰入金				480,000	100,000	400,000		
合 計		867,917	932,510	827,560	1,370,586	978,394	1,127,161		

(単位:千円)

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
609,800	655,100	780,000	521,500	543,600	442,200	491,300	286,600	364,400
400,000	400,000	400,000	280,000	250,000	190,000	120,000	30,000	
352,486	352,150	342,907	360,576	341,848	301,977	271,796	235,622	157,485
1	1	1	1	1	1	1	1	1
17,500	31,300	206,249	91,439	120,479	91,439	225,161	131,166	200,741
19,581	19,581	19,581	19,581	19,581	19,581	19,581	19,581	19,581
999,368	1,058,132	1,348,738	993,097	1,025,509	855,198	1,007,839	672,970	742,208
999,368	1,058,132	1,348,738	993,097	1,025,509	855,198	1,007,839	672,970	742,208
189,789	252,905	573,783	334,423	421,643	361,143	614,029	405,339	582,769
14,966	14,966	14,966	14,966	14,966	14,966	14,966	14,966	14,966
1,543,027	1,558,969	1,495,685	1,445,694	1,407,613	1,349,543	1,280,009	1,228,748	1,035,845
5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050
1,737,866	1,816,924	2,074,518	1,785,167	1,834,306	1,715,736	1,899,088	1,639,137	1,623,664
738,498	758,792	725,780	792,070	808,797	860,538	891,249	966,167	881,456
724,196	740,007	693,728	771,341	782,779	837,380	857,258	942,603	848,087
14,302	18,785	32,052	20,729	26,018	23,158	33,991	23,564	33,369
738,498	758,792	725,780	792,070	808,797	860,538	891,249	966,167	881,456
12,753,798	11,849,929	11,134,244	10,210,050	9,346,037	8,438,694	7,649,985	6,707,837	6,036,392

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
355,502	324,528	312,736	341,107	358,706	327,307	323,614	345,839	320,593
355,502	324,528	312,736	341,107	358,706	327,307	323,614	345,839	320,593
352,486	352,150	342,907	360,576	341,848	301,977	271,796	235,622	157,485
352,486	352,150	342,907	360,576	341,848	301,977	271,796	235,622	157,485
707,988	676,678	655,643	701,683	700,554	629,284	595,410	581,461	478,078